

## [事案 23-234] 入院・手術給付金支払請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約復活前発病を理由に、入院・手術給付金が不支払いとなったことから、給付金の支払を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

子宮筋腫で平成 23 年 7 月に入院・手術し、給付金を請求したところ、復活責任開始日前の平成 22 年 4 月の発病のため支払非該当とされた。本契約は、平成 14 年加入の医療保険で、平成 22 年 6 月に失効し、復活時に子宮筋腫の告知をし、条件（異常妊娠・分娩の不担保）付きで、同年 7 月に復活していた。次の理由から、入院給付金・手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 滞納した保険料の払込みは済ませており、保険料は全額支払っているし、失効したとの説明は受けたが、契約が終了したとの説明は受けていない（書面にも記載はない）。
- (2) 子宮筋腫の手術歴があり、その旨告知したのに子宮については無条件で復活を認めたのは、保険会社の落ち度である。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 復活責任開始期、および復活責任開始期より前に発病していた疾病については給付金が支払えない旨を、復活手続き時に送付している「復活申込書兼告知書」に記載している。
- (2) 過去の「子宮筋腫」についての告知はあるが、告知書上、平成 17 年の「子宮筋腫核出術」施行により「全治」となっていたため、「子宮」に対しての条件は付けなかった。また、今回の「子宮筋腫」については告知されたものとは、別のものであることが、医師からの証明で明らかである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### 1. 約款の規定

本契約の約款は、各給付金の支払事由について、復活が行われた場合には、復活の際の責任開始期以後に生じた疾病を原因とする入院、手術であることを規定している。

#### 2. 保険会社の支払拒否について

申立人は、復活責任開始期前である平成 20 年 4 月に、超音波検査で「筋層内筋腫」が認められ「子宮筋腫」と診断され、年 1 回の経過観察を指示された。

申立人の入院・手術の原因である子宮筋腫は、復活責任開始期以前に既に発病していたと認められ、保険会社による各給付金の支払拒否は正当であるといえる。

### 3. 申立人の主張について

#### (1) 主張 (1) について

本契約の失効及び復活の取扱いは約款に基づくものであり、保険契約は、いわゆる附合契約で、約款の記載に従って契約内容が定められ、約款に基づく取扱いがなされる。申立人が自署押印している復活申込書兼告知書によると、①失効中は保障がなくなり、復活責任開始期（復活告知と復活保険料相当額の入金の両方が完了した時点）から新たに保障が開始されること、②復活後に保険金・給付金等が支払われない場合として、復活責任開始期より前に発病していた病気は支払対象にならないことが記載されている。

申立人は、当初の責任開始期を基準に判断すべきことを主張するものと解されるが、滞納保険料の払込みにより申立契約は復活したのであって、遡って失効が取消されたわけではない。責任開始期は復活保険料支払い後の平成 22 年 7 月となり、申立人の主張は理由がない。

#### (2) 主張 (2) について

平成 22 年 6 月の復活申込書兼告知書に、申立人は、「子宮筋腫」について、治療などを受けた期間「平成 17 年 4 月から 7 月まで」、手術時期「平成 17 年 7 月」、現在の状況「全治」と詳細告知をしているが、平成 20 年 4 月に「子宮筋腫」と診断され、年 1 回の経過観察を指示された事実は告知していないので、保険会社が、子宮筋腫を不担保とせずに復活させたことに落ち度があるとは認められない。